

輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号・平成24・03・23貿局第1号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>別表4 提出書類一覧</p> <p>1 注意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>(削除)</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表5～別表6 (略)</p> <p>別記1 提出書類の記載要領</p> <p>(ア)～(テ) (略)</p> <p>(ト) <u>(削除)</u></p> <p>(ナ) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p> <p>別表4 提出書類一覧</p> <p>1 注意事項</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③輸出令別表第1の2から4までの項の中欄に掲げる貨物の台湾を仕向地とする輸出であって、台湾の輸入者が台湾經濟部国際貿易局等に申請して取得した場合は、当該貨物の保証書の原本(別記1(ト))</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表5～別表6 (略)</p> <p>別記1 提出書類の記載要領</p> <p>(ア)～(テ) (略)</p> <p>(ト)台湾經濟部国際貿易局等による当該貨物の保証書 台湾經濟部国際貿易局若しくはその高雄弁事処、加工出口区管理处若しくはその各分処又は科学工業園区管理局が発行する保証書の原本を添付すること。台湾当局の関係機関が輸入を行う場合は、その上部機関が発行する保証書の原本を添付すること。 なお、この書類を提出したときには、需要者等の事業概要を確認できる資料の提出がある限り、存在確認に資する資料として登記簿等の書類の提出を省略することができる。</p> <p>(ナ) (略)</p>

別記2 誓約書の記載要領

1～2 (略)

3 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合

(イ) (略)

(ロ) 追加的記載事項として、4 追加的誓約事項⑥の全ての事項を記載してください。

(注1)～(注4) (略)

(注5) 輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に報告・情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を使用することができます。

(注6)～(注7) (略)

別記3-1

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項（以下「誓約書注意事項」という。）」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に署名者が直筆で☑をし、貴社（あなた）の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社（あなた）が保管し、もう1通は供給者（日本の輸出者）に届くようにしてください。

2. (略)

3. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムの所有権・使用権をやむを得ない事情で国内の第三者に移転するときには、経済産業省により指定された最終用途誓約書の様式（あて先は貴社（あなた）となります。）及び誓約書注意事項を新たな最終需要者に提示し、新たな最終需要者によって署名された最終用途誓約書を2通取得してください。1通は新たな最終需要者が保存し、1通は貴社（あなた）が保存することになります。

4. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムをやむを得ない事情で再輸出するときには、書面により、経済産業省から義務を課された供給者（日本の輸出者）の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。さらに、新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書（あて先は日本の輸出者

別記2 誓約書の記載要領

1～2 (略)

3 大量破壊兵器関連貨物の設計又は製造に係る技術を提供する取引の場合

(イ) (略)

(ロ) 追加的記載事項として、4 追加的誓約事項⑥の全ての事項を記載してください。

(注1)～(注4) (略)

(注5) 輸出した貨物及び提供した技術が当初の需要者等以外に再輸出・再販売等されたことを知ったときに経済産業省に情報提供をする場合は、様式14の「需要者等が事前同意を得ずに再輸出等をしたことを把握したときの報告・情報提供について」を使用することができます。

(注6)～(注7) (略)

別記3-1

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項（以下「誓約書注意事項」という。）」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に☑をし、貴社（あなた）の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社（あなた）が保管し、もう1通は供給者に渡してください。

2. (略)

3. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムの所有権・使用権をやむを得ない事情で国内の第三者に移転するときには、貴社（あなた）が今回署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書（あて先は直前の所有者である貴社（あなた）となります。）及び誓約書注意事項を、新たな最終需要者に提示し、今回貴社（あなた）が行うのと同様に署名された最終用途誓約書を2通取得してください。1通は新たな最終需要者が保存し、1通は貴社（あなた）が保存することになります。

4. 貴社（あなた）が今回入手したアイテムをやむを得ない事情で再輸出するときには、書面により、経済産業省から義務を課された供給者の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書（あて先は日本の輸出者となります。）を提出（2

となります。)を提出(2通作成し、1通は新たな最終需要者が保存し、もう1通は供給者を通じて経済産業省へ提出)することも必要になります。(供給者が不明なときは、経済産業省に問い合わせてください。)

5. ～6. (略)

別記3-2

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項(以下「誓約書注意事項」という。)」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に署名者が直筆で☑をし、貴社(あなた)の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社(あなた)が保管し、もう1通は供給者に渡してください。

2. (略)

3. 貴社(あなた)が今回入手したアイテムの所有権・使用権を国内の第三者に移転するとき又は再輸出するときには、書面により、経済産業省から義務を課された供給者の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書(あて先は日本の輸出者となります。)を提出(2通作成し、1通は新たな最終需要者が保存し、もう1通は供給者を通じて経済産業省へ提出)することも必要になります。(供給者が不明なときは、経済産業省に問い合わせてください。)

4. ～5. (略)

別記4 許可条件に関する事項

(略)

①輸出される貨物又は技術(プログラムを含む。以下「貨物等」という。)の積み戻しを前提として許可するものの例

「本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。(提出期限 年月末日)」

「本輸出許可証により輸出された貨物、あるいはその代替品又は修理された貨物を本邦に輸入し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。(提出期限 年月末日)」

通作成し、1通は新たな最終需要者が保存し、もう1通は供給者を通じて提出)することも必要になります。(供給者が存在しないときは、経済産業省に問い合わせてください。)

5. ～6. (略)

別記3-2

1. 経済産業省により指定された最終用途誓約書の内容及びこの「最終用途誓約書に係る注意事項(以下「誓約書注意事項」という。)」をよく理解し、その遵守をお願いします。その上で、最終用途誓約書の所定欄に☑をし、貴社(あなた)の代表又は権限を与えられた者による署名をしてください。最終用途誓約書は2通作成し、1通は貴社(あなた)が保管し、もう1通は供給者に渡してください。

2. (略)

3. 貴社(あなた)が今回入手したアイテムの所有権・使用権を国内の第三者に移転するとき又は再輸出するときには、書面により、経済産業省から義務を課された供給者の事前了解を得てください。その際には、新たな最終需要者の存在、事業内容等を説明し証明するために、新たな最終需要者の事業登記簿、会社案内パンフレット等の客観的資料の提出が必要になります。新たな最終需要者が署名する経済産業省により指定された最終用途誓約書(あて先は日本の輸出者となります。)を提出(2通作成し、1通は新たな最終需要者が保存し、もう1通は供給者を通じて提出)することも必要になります。(供給者が存在しないときは、経済産業省に問い合わせてください。)

4. ～5. (略)

別記4 許可条件に関する事項

(略)

①輸出される貨物又は技術(プログラムを含む。以下「貨物等」という。)の積み戻しを前提として許可するものの例

「本輸出許可証により輸出された貨物は、使用目的達成後速やかに本邦に積み戻し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。(提出期限 年月日)」

「本輸出許可証により輸出された貨物、あるいはその代替品又は修理された貨物を本邦に輸入し、その旨を書面により許可済み輸入申告書を添付のうえ、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。(提出期限 年月末日)」

「本輸出許可証により輸出された貨物は、仕向地において不具合調査後速やかに本邦に積み戻し、その旨を半期毎にまとめる積み戻し報告一覧表に記載し、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。（積み戻し期限 年月末日）」

②～⑦ (略)

別記 5 (略)

(様式 1) ～ (様式 3) (略)

(様式 4) 別添 A 参照

(様式 5) 別添 B 参照

(様式 6) ～ (様式 7) (略)

(様式 8) 別添 C 参照

(様式 9) ～ (様式 13) (略)

(様式 14) 別添 D 参照

(様式 15) 別添 E 参照

(様式 16) 別添 F 参照

(様式 17) 別添 G 参照

(様式 18) 別添 H 参照

(様式 19) 別添 I 参照

(様式 20) 別添 J 参照

(様式 21) 別添 K 参照

(様式 22) (略)

「本輸出許可証により輸出された貨物は、仕向地において不具合調査後速やかに本邦に積み戻し、その旨を半期毎にまとめる積み戻し報告一覧表に記載し、貿易経済協力局安全保障貿易審査課に提出すること。（積み戻し期限 年月末日）」

②～⑦ (略)

別記 5 (略)

(様式 1) ～ (様式 3) (略)

(様式 4) 別添 A 参照

(様式 5) 別添 B 参照

(様式 6) ～ (様式 7) (略)

(様式 8) 別添 C 参照

(様式 9) ～ (様式 13) (略)

(様式 14) 別添 D 参照

(様式 15) 別添 E 参照

(様式 16) 別添 F 参照

(様式 17) 別添 G 参照

(様式 18) 別添 H 参照

(様式 19) 別添 I 参照

(様式 20) 別添 J 参照

(様式 21) 別添 K 参照

(様式 22) (略)

様式 4

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者又は荷受人が記入するものである。)

供給者名
(日本の輸出者名)

最終用途誓約書
(経済産業省への提示を目的とするもの)

第 1 節：関係者

- (a) 輸出者名 _____
- (b) 買主名 _____
- (c) 買主の住所 _____
- (d) 荷受人名 _____
- (e) 荷受人の住所 _____
- (f) 最終需要者名 _____
- (g) 最終需要者の住所 _____
- (h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____
- (i) 保管者の名称及び場所 ((g)と異なる場合) _____

第 2 節：貨物等 (貨物、ソフトウェア、技術)

(a) 貨物等の説明 (例：製造者名 / 製品名, 化学薬品名, 濃度)	(b) 数量/重量
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第 3 節：誓約事項

- (a) 第 2 節の貨物等は、専ら平和的な研究、医療、製薬又は防護目的のもと、特に次に示す用途にのみ使用されます。

- (b) 上記の貨物等及びその貨物等及び/又はその複製を含む混合物は、大量破壊兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。
- (c) 上記の貨物等は第 1 節に記す最終需要者以外は使用せず、_____ (最終仕向国)にとどまります/で費消されます。
- (d) 我々 (私) は、上記の貨物等を第三国又は第三者へ再輸出・再委譲しません。
- (e) 追加的な誓約事項等: _____

(f) 我々 (私) は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社/組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

様式 4

(この様式は経済産業省が作成したものであり、最終仕向国の最終需要者又は荷受人が記入するものである。)

供給者名

(日本の輸出者名)

最終用途誓約書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

第 1 節：関係者

- (a) 輸出者名 _____
- (b) 買主名 _____
- (c) 買主の住所 _____
- (d) 荷受人名 _____
- (e) 荷受人の住所 _____
- (f) 最終需要者名 _____
- (g) 最終需要者の住所 _____
- (h) 貨物等の使用場所 ((g)と異なる場合) _____
- (i) 保管者の名称及び場所 ((g)と異なる場合) _____

第 2 節：貨物等 (貨物、ソフトウェア、技術)

(a) 貨物等の説明 (例：製造者名 / 製品名, 化学薬品名, 濃度)	(b) 数量/重量
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____
_____ / _____	_____

(c) 契約番号 / 契約のサイン日 _____ / _____

第 3 節：誓約事項

(a) 第 2 節の貨物等は、専ら平和的な研究、医療、製薬又は防護目的のもと、特に次に示す用途にのみ使用されます。

(b) 上記の貨物等及びその貨物等及び/又はその複製を含む混合物は、大量破壊兵器の設計、製造及び/又は使用、すなわち、核兵器、化学兵器、生物兵器及びミサイルなどの大量破壊兵器の運搬システム又は核爆発活動又は IAEA 保障措置が適用されない核燃料サイクル活動・重水製造には使用しません。

(c) 上記の貨物等は第 1 節に記す最終需要者以外は使用せず、_____ (最終仕向国)にとどまります/で消費されます。

(d) 我々 (私) は、上記の貨物等を第三国又は第三者へ再輸出・再移譲しません。

(e) 追加的な誓約事項等: _____

(f) 我々 (私) は経済産業省からの「最終用途誓約書に係る注意事項」の内容を説明され、確かに理解しました。

会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社/組織名、(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

(注：別紙を使用する必要がある場合、それぞれにこの様式の署名者と同じ者の署名を行うこと)

移設検知装置に係る確認書

移設検知装置を搭載した、当社が製造した以下の貨物及び同貨物に装備された数値制御装置のプログラムの取扱いに関しましては、下記項目（チェックボックスがあるものについては、チェックを入れた項目）の内容のとおりとなっております。

【本確認書の対象となる貨物及びプログラム】

(貨物) ○○○ (株) 製マシニングセンタ、型式：○○○ 2台 (S/N：○○、××)

輸出令別表第1の2(12)1又は2に 該当 / 非該当

(プログラム) ○○○ (株) 製数値制御装置 (○○-○) 用、

コントロールプログラム 2セット

外為令別表の2(2)に 該当 / 非該当

(注) 当該「プログラム」は当該移設検知装置が搭載されている貨物とセットで提供します

記

1. 移設後に当該貨物を再び使用するためには、使用のための認証（パスワードの入力等）が必要となります。
2. 当該貨物を再び使用するための認証方法（パスワードの入力等）は当該貨物の製造者である当社が管理し、輸出者又は提供者（以下「輸出者等」という。）の了承なく他の者には開示しません。
3. 当該貨物の需要者（所有者、使用者）から、前記2. に該当する認証（パスワードの入力等）の要求があった場合には、当該貨物の製造者である当社は直ちに輸出者等の事前同意を得ます。
4. 当該貨物を再び使用するための認証方法（パスワードの入力等）は当該貨物の製造者である当社が管理し、他の者には開示しません。
5. 当該貨物の使用のための認証をすること（パスワードの入力等）の同意を求められた場合は、需要者が「最終用途誓約書」第3節(b)の誓約事項に違反していないか否かを確認します。

平成 年 月

製造者名称

製造者住所

代表者の肩書き

代表者の記名押印又は署名

移設検知装置に係る確認書

移設検知装置を搭載した、当社が製造した以下の貨物及び同貨物に装備された数値制御装置のプログラムの取扱いに関しましては、下記項目（チェックボックスがあるものについては、チェックを入れた項目）の内容のとおりとなっております。

【本確認書の対象となる貨物及びプログラム】

(貨物) ○○○ (株) 製マシニングセンタ、型式：○○○ 2台 (S/N：○○、××)

輸出令別表第1の2(12)1又は2に 該当 / 非該当

(プログラム) ○○○ (株) 製数値制御装置 (○○-○) 用、

コントロールプログラム 2セット

外為令別表の2(2)に 該当 / 非該当

(注) 当該「プログラム」は当該移設検知装置が搭載されている貨物とセットで提供します

記

1. 移設後に当該貨物を再び使用するためには、使用のための認証（パスワードの入力等）が必要となります。
2. 当該貨物を再び使用するための認証方法（パスワードの入力等）は当該貨物の製造者である当社が管理し、輸出者又は提供者（以下「輸出者等」という。）の了承なく他の者には開示しません。
3. 当該貨物の需要者（所有者、使用者）から、前記2. に該当する認証（パスワードの入力等）の要求があった場合には、当該貨物の製造者である当社は直ちに輸出者等の事前同意を得ます。
4. 当該貨物を再び使用するための認証方法（パスワードの入力等）は当該貨物の製造者である当社が管理し、他の者には開示しません。
5. 当該貨物の使用のための認証をすること（パスワードの入力等）の同意を求められた場合は、需要者が「最終用途誓約書」第3節(b)の誓約事項に違反していないか否かを確認します。

年 月 日

製造者名称

製造者住所

代表者の肩書き

代表者の記名押印又は署名

別添 C (現行)

様式 8

授 権 証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出許可申請（役務取引許可申請）に係る一切の行為を行わしめる権限を付与していることを証明します。

(役職名) (氏 名) (使用印鑑)

平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ 印

注) 宛先を付す場合は、「経済産業大臣」宛てとする。

別添C(改正後)

様式8

授 権 証 明 書

私は、次の者に、私に代わって輸出許可申請（役務取引許可申請）に係る一切の行為を行わしめる権限を付与していることを証明します。

(役職名) (氏名) (使用印鑑)

年 月 日

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社
代 表 取 締 役 ○ ○ ○ ○ 印

注) 宛先を付す場合は、「経済産業大臣」宛てとする。

需要者等が事前同意を得ずに再輸出等をしたことを把握したときの報告・情報提供について

需要者等が誓約したにも関わらず事前同意なく貨物等を再輸出などしたことを知ったので、知り得た範囲で、以下のとおり報告・情報提供をします。

1. 輸出者名、担当者の連絡先、日付
2. 需要者等の名称・所在地
3. 許可番号・許可年月日
4. 再輸出等された貨物／技術の名称（型式）、数量、該当項番
5. 現在の最終需要者の名称、住所、貨物等の設置場所、貨物等の用途
6. 再輸出等が行われた年月日
7. 再輸出等が行われたことを知った年月日
8. 再輸出等の内容、行われた理由・背景等
9. 現在の最終需要者の概要等

年 月 日

需要者等が事前同意を得ずに再輸出等をしたことを把握したときの報告・情報提供について

安全保障貿易審査課あて

申請者記名
押印又は署名
住 所

需要者等が誓約したにも関わらず事前同意なく貨物等を再輸出などしたことを知ったので、知り得た範囲で、以下のとおり報告・情報提供をします。

1. 輸出者名、担当者の連絡先、日付
2. 需要者等の名称・所在地
3. 許可番号・許可年月日
4. 再輸出等された貨物／技術の名称（型式）、数量、該当項番
5. 現在の最終需要者の名称、住所、貨物等の設置場所、貨物等の用途
6. 再輸出等が行われた年月日
7. 再輸出等が行われたことを知った年月日
8. 再輸出等の内容、行われた理由・背景等
9. 現在の最終需要者の概要等

平成 年 月 日

(貨物・技術)の保管、再販売等の状況報告書
(平成 年 月末日時点)

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印又は署名 _____

住 所 _____

担当者役職及び署名 _____

電話番号(担当者名) _____

下記のとおり報告します。

記

許可年月日 _____

許可番号 _____

買 主 _____

商品名等 (型及び等級/ 技術の内容)	輸出貿易管理令 別表第1貨物番 号/外国為替令 別表番号及び貨 物等省令条項号 等番号	報告対象期間中 の貨物・技術の再 販売等状況 (いずれかに○ をすること)	平成 年 月末日時点における貨物・技術の 状況 ①再販売等をした相手方 ②再販売等した相手住所 ③安全保障貿易審査課事前同意年月日 (事前同意不要相手方については、別紙記 載の申請時の相手方番号を記載することに より①～③の記載を省略可) ④再販売等をした年月日	許可時 の数量	前回報 告時数 量	今回再 販売等 数量	残数量
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					

(注1) 貨物等省令とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)のことです。

(注2) 本様式に従って、申請者において、報告書を作成して下さい。

(注3) 一の輸出許可申請において複数の商品/数量の輸出が許可された場合には、それぞれの商品/数量毎に記載して下さい。

(注4) 用紙の大きさは、A列4番(横書き)とします。

(注5) 貨物・技術が同時に管理されている場合(例、工作機械とプログラム)には、貨物と技術の許可番号を併記した上で、セットで管理されている貨物と技術は同一の欄に記載していただいても構いません。

(注6) 当該許可証に関するすべての貨物及び技術の残数量が0である場合、次回以降の報告は不要です。

(注7) 事前同意不要相手方がある場合、貨物の輸出許可申請時に提出した誓約書に併せて提出した相手方リストを(別紙)様式にて本報告書に添付して下さい。

(別紙)

ストック販売に係る輸出許可申請時添付用

番号	企業名	国名	住所	※事前同意必要の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

(注1) 企業名及び住所が変更された際は、速やかに安全保障貿易審査課へ届けて下さい。

(注2) 許可申請時に本様式を用いられる場合には、許可証発給時に事前同意必要の有無を安全保障貿易審査課にて記入します。

年 月 日

(貨物・技術)の保管、再販売等の状況報告書
(年 月末日時点)

経済産業大臣 殿

申請者

記名押印又は署名 _____

住 所 _____

担当者役職及び署名 _____

電話番号(担当者名) _____

下記のとおり報告します。

記

許可年月日 _____

許可番号 _____

買 主 _____

商品名等 (型及び等級/ 技術の内容)	輸出貿易管理令 別表第1貨物番 号/外国為替令 別表番号及び貨 物等省令条項号 等番号	報告対象期間中 の貨物・技術の再 販売等状況 (いずれかに○ をすること)	平成 年 月末日時点における貨物・技術の 状況 ①再販売等をした相手方 ②再販売等した相手住所 ③安全保障貿易審査課事前同意年月日 (事前同意不要相手方については、別紙記 載の申請時の相手方番号を記載することに より①～③の記載を省略可) ④再販売等をした年月日	許可時 の数量	前回報 告時数 量	今回再 販売等 数量	残数量
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					
		・再販売等をして いない ・再販売等をした					

(注1) 貨物等省令とは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年通商産業省令第49号)のことです。

(注2) 本様式に従って、申請者において、報告書を作成して下さい。

(注3) 一の輸出許可申請において複数の商品/数量の輸出が許可された場合には、それぞれの商品/数量毎に記載して下さい。

(注4) 用紙の大きさは、A列4番(横書き)とします。

(注5) 貨物・技術が同時に管理されている場合(例、工作機械とプログラム)には、貨物と技術の許可番号を併記した上で、セットで管理されている貨物と技術は同一の欄に記載していただいても構いません。

(注6) 当該許可証に関するすべての貨物及び技術の残数量が0である場合、次回以降の報告は不要です。

(注7) 事前同意不要相手方がある場合、貨物の輸出許可申請時に提出した誓約書に併せて提出した相手方リストを(別紙)様式にて本報告書に添付して下さい。

(別紙)

ストック販売に係る輸出許可申請時添付用

番号	企業名	国名	住所	※事前同意必要の有無
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

(注1) 企業名及び住所が変更された際は、速やかに安全保障貿易審査課へ届けて下さい。

(注2) 許可申請時に本様式を用いられる場合には、許可証発給時に事前同意必要の有無を安全保障貿易審査課にて記入します。

別添 F (現行)

様式16

平成 年 月 日

据付報告書 (設置状況報告書)

経済産業大臣 殿

申請者 _____
記名押印又は署名 _____
住所 _____
担当者 (所属部署名) _____
氏名 _____
電話番号 (内線) _____
FAX 番号 _____

- 以下に示す貨物 (プログラム) の据え付けが完了しましたので報告します。
- 以下に示す貨物 (プログラム) の設置状況を報告します。

1. 貨物名 (プログラム名) 及び輸出許可番号等

機種 (貨物名)		プログラム名	
数量		数量	
機番		—	
輸出許可番号		役務取引許可番号	
許可日		許可日	

2. 買主 (提供先) の名称及び所在地

名称	
住所	

3. 最終需要者 (プログラムの利用者) の名称及び所在地

名称	
住所	

4. 設置場所

名称	
住所	
備考	

5. 据付場所 (設置場所) 確認者及び作業工程

日付	作業工程	確認者 (所属及び氏名)

注: 機械搬入、据付作業、据付完了などについて記載すること。据付作業の工程については、確認者の欄に据付作業者名を記載すること。

6. 確認結果報告

当社は上記の内容で最終需要者に対する据付確認 (設置状況確認) を行いました。その結果、上記の設置場所に変更はなく、使用目的についても変更がないことを確認しました。

※輸出許可後にやむを得ない事情によって設置場所が変更された場合の記載内容

原許可時の設置場所 (住所)	
聴取内容、理由	
当該場所を確認できる書類の種類	

別添 F (改正後)

様式16

年 月 日

据付報告書 (設置状況報告書)

経済産業大臣 殿

申請者
記名押印又は署名
住所
担当者 (所属部署名)
氏名
電話番号 (内線)
FAX 番号

- 以下に示す貨物 (プログラム) の据え付けが完了しましたので報告します。
 以下に示す貨物 (プログラム) の設置状況を報告します。

1. 貨物名 (プログラム名) 及び輸出許可番号等

機種 (貨物名)		プログラム名	
数量		数量	
機番		—	
輸出許可番号		役務取引許可番号	
許可日		許可日	

2. 買主 (提供先) の名称及び所在地

名称	
住所	

3. 最終需要者 (プログラムの利用者) の名称及び所在地

名称	
住所	

4. 設置場所

名称	
住所	
備考	

5. 据付場所 (設置場所) 確認者及び作業工程

日付	作業工程	確認者 (所属及び氏名)

注: 機械搬入、据付作業、据付完了などについて記載すること。据付作業の工程については、確認者の欄に据付作業者名を記載すること。

6. 確認結果報告

当社は上記の内容で最終需要者に対する据付確認 (設置状況確認) を行いました。その結果、上記の設置場所に変更はなく、使用目的についても変更がないことを確認しました。

※輸出許可後にやむを得ない事情によって設置場所が変更された場合の記載内容

原許可時の設置場所 (住所)	
聴取内容、理由	
当該場所を確認できる書類の種類	

様式17

輸出者あて

受領確認書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

当社(私)は、以下のとおり、貨物等(貨物、ソフトウェア)を受領し、記載された設置場所に設置されたことを確認します。

第1節：貨物等(貨物、ソフトウェア)

(a)貨物等の説明(例：製造者名/型、等級、種類、シリアルナンバー) (b)数量/重量

_____/_____
_____/_____

(c) 契約番号/契約のサイン日 _____/_____

第2節：貨物等の設置場所

名称 _____

住所 _____

第3節：確認事項

第1節で示した貨物等の用途は次のとおりです。

受領した会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社/組織名(ブロック体) 署名者の名前及び肩書き

日付

※ 据付者記載欄

上記のとおり設置が完了しました。

担当者署名

受領した会社/組織の名称/担当者名/部署(ブロック体)

日付

様式17

輸出者あて

受領確認書

(経済産業省への提示を目的とするもの)

当社(私)は、以下のとおり、貨物等(貨物、ソフトウェア)を受領し、記載された設置場所に設置されたことを確認します。

第1節：貨物等(貨物、ソフトウェア)

(a)貨物等の説明(例：製造者名/型、等級、種類、シリアルナンバー) (b)数量/重量

_____/_____
_____/_____

(c) 契約番号/契約のサイン日 _____/_____

第2節：貨物等の設置場所

名称 _____

住所 _____

第3節：確認事項

第1節で示した貨物等の用途は次のとおりです。

受領した会社/組織の代表者又は権限委任された者の署名

会社/組織名(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

※ 据付者記載欄

上記のとおり設置が完了しました。

担当者署名

据付した会社/組織名(ブロック体で) 署名者の名前及び肩書き

日付

別添 H (現行)

様式 18 (参考)

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所
会 社 名

代表者名

印

担当者名
電話番号

輸出許可又は役務取引許可条件履行書類 (完了・一部履行)

下記の輸出許可又は役務取引許可に関して、別添提出書類のとおり、付された条件を履行しましたので提出いたします。

記

- 1 輸出許可番号又は
役務取引許可番号 ○-○○-○○-○○○○○○
 B I T-○-○○-○○-○○○○
- 2 履行報告対象貨物名
又は役務の内容
(商品名、型及び等級等)
- 3 輸出令又は外為令の項番 別表第 1 ○ (○) 又は別表 ○ (○)
- 4 数量・単位 ○○・○○
- 5 提出書類 ・輸出許可証 (裏面の輸出通関及び変更許可を含め一式)
 又は役務取引許可証 (変更許可を含め一式) の写し
 ・
 ・
 ・
- 6 備考

- ※ 1 履行の際は、表題の完了又は一部履行のいずれかに○をすること。既に一部履行をしている場合は、一部履行内容 (貨物名、型式及び数量等) 又は報告提出日等を 6 の備考欄に記載すること。また、その他履行報告に必要な事項は備考欄に追記すること。
- ※ 2 輸出許可及び役務取引許可を同時申請 (内蔵プログラム) の履行報告は、本様式により同時報告を可とする。
- ※ 3 5 の提出書類は、記載されている許可証の写しのほか、履行に必要な書類を記載すること。

別添 I (現行)

様式 19

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書 (その1)

安全保障貿易審査課あて

相談日 年 月 日
事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]

相談者 (記名押印又は署名)
(住所)
担当者 (所属部署名)
(氏名)
(電話番号) 内線
(FAX 番号)

I. 相談の理由

相談者が輸出した下記の貨物/技術に関して、 年 月 日、需要者/利用者から [再輸出/再提供 (国外), 再販売/再提供 (国内) (※いずれかを○で記す。)] (以下、再輸出等という。)] したい旨の連絡がありましたので、以下のとおり相談します。なお、当初輸出した貨物/提供した技術は、次のとおり許可を取得しています。

許可番号 _____ 許可日 _____
許可番号 _____ 許可日 _____

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号

1. 再輸出等をしようとしている貨物 [技術] 名 (附属品等を除く。)

貨物(技術)名	数量	項番	省令番号	メーカー名
(注)				

再輸出の場合の仕向地:

再輸出の場合の経由地:

2. 再輸出等前の需要者の名称及び所在地

<原許可時の需要者の名称及び所在地>

<現在の設置場所 名称及び住所 (上記と異なる場合)>

3. 輸入者の名称及び所在地

[※再販売の場合は不要]

4. 再輸出等後の需要者の名称及び所在地

相談者から平成 年 月 日付で事前同意の求めがありました上記の再輸出・再販売については、
同意します/同意しません

(条件等)

[※経済産業省使用欄]

通知日:平成 年 月 日

(注) 貨物にシリアルナンバーがある場合は記載下さい。

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書（その2）

1. 輸入者の概要 [※再販売の場合は不要]

買主	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

2. 再輸出等後の需要者の概要

所有者 (利用者)	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

3. 需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

別添I(改正後)

様式 19

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書（その1）

安全保障貿易審査課あて

相談日 年 月 日
事前相談の番号 [※経済産業省使用欄]

相談者（記名押印又は署名）
（住所）
担当者（所属部署名）
（氏名）
（電話番号） 内線
（FAX 番号）

I. 相談の理由

相談者が輸出した下記の貨物／技術に関して、 年 月 日、需要者／利用者から [再輸出／再提供（国外），再販売／再提供（国内）（※いずれかを○で記す。）]（以下、再輸出等という。）] したい旨の連絡がありましたので、以下のとおり相談します。なお、当初輸出した貨物／提供した技術は、次のとおり許可を取得しています。

許可番号 _____ 許可日 _____
許可番号 _____ 許可日 _____

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号

1. 再輸出等をしようとしている貨物 [技術] 名（附属品等を除く。）

貨物(技術)名	数量	項番	省令番号	メーカー名
(注)				

再輸出の場合の仕向地：

再輸出の場合の経由地：

2. 再輸出等前の需要者の名称及び所在地

<原許可時の需要者の名称及び所在地>

<現在の設置場所 名称及び住所（上記と異なる場合）>

3. 輸入者の名称及び所在地

[※再販売の場合は不要]

4. 再輸出等後の需要者の名称及び所在地

相談者から 年 月 日付で事前同意の求めがありました上記の再輸出・再販売については、
同意します／同意しません

（条件等）

[※経済産業省使用欄]

通知日： 年 月 日

(注) 貨物にシリアルナンバーがある場合は記載下さい。

再輸出・再販売等に関する事前同意相談書（その2）

1. 輸入者の概要 [※再販売の場合は不要]

買主	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

2. 再輸出等後の需要者の概要

所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

3. 需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

別添 J (現行)

様式 20

提供技術により製造した製品（輸出貿易管理令別表第 1 の 2 から 4 までの項又は 15 の項に該当するものに限る。）の輸出・販売に関する事前同意相談書（その 1）

安全保障貿易審査課あて

相談日
事前相談の番号

年 月 日
[※経済産業省使用欄]

相談者（記名押印又は署名）
（住所）
担当者（所属部署名）
（氏名）
（電話番号）
（FAX 番号）

内線

I. 相談の理由

相談者が提供した技術により製造した下記の製品に関して、 年 月 日、利用者から [輸出・販売(※いずれかを○で囲む。)(以下、輸出等という。)] したい旨の連絡がありましたので、以下のとおり相談します。なお、当初提供した技術は、次のとおり許可を取得しています。

許可番号
許可番号

許可日
許可日

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号

1. 提供技術及び当該技術により製造した製品の名称（附属品等を除く。）

名称	数量	項番	省令番号	メーカー名
(提供技術)				
(製品)				

輸出の場合の仕向地：

輸出の場合の経由地：

2. 技術を利用する者の名称及び所在地

<現在の技術の利用者 名称及び住所（上記と異なる場合）>

3. 輸入者の名称及び所在地

[※販売の場合は不要]

4. 提供技術により製造した製品の需要者の名称及び所在地

相談者から平成 年 月 日付で事前同意の求めがありました上記の輸出・販売については、
同意します/同意しません

(条件等)

[※経済産業省使用欄]

通知日：平成 年 月 日

(注) 貨物にシリアルナンバーがある場合は記載下さい。

提供技術により製造した製品（輸出貿易管理令別表第1の2から4までの項又は15の項に該当するものに限る。）の輸出・販売に関する事前同意相談書（その2）

1. 輸入者の概要 [※販売の場合は不要]

買主	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

2. 提供技術により製造した製品の需要者の概要

所有者 (利用者)	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

3. 需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

別添 J (改正後)

様式 20

提供技術により製造した製品（輸出貿易管理令別表第 1 の 2 から 4 までの項又は 15 の項に該当するものに限る。）の輸出・販売に関する事前同意相談書（その 1）

安全保障貿易審査課あて

相談日
事前相談の番号

年 月 日
[※経済産業省使用欄]

相談者（記名押印又は署名）
（住所）
担当者（所属部署名）
（氏名）
（電話番号）
（FAX 番号）

内線

I. 相談の理由

相談者が提供した技術により製造した下記の製品に関して、 年 月 日、利用者から [輸出・販売(※いずれかを○で囲む。)(以下、輸出等という。)] したい旨の連絡がありましたので、以下のとおり相談します。なお、当初提供した技術は、次のとおり許可を取得しています。

許可番号 _____ 許可日 _____
許可番号 _____ 許可日 _____

II. 相談の内容

チェックリスト受理番号

1. 提供技術及び当該技術により製造した製品の名称（附属品等を除く。）

名称	数量	項番	省令番号	メーカー名
(提供技術)				
(製品)				

輸出の場合の仕向地：

輸出の場合の経由地：

2. 技術を利用する者の名称及び所在地

<現在の技術の利用者 名称及び住所（上記と異なる場合）>

3. 輸入者の名称及び所在地

[※販売の場合は不要]

4. 提供技術により製造した製品の需要者の名称及び所在地

相談者から 年 月 日 付で事前同意の求めがありました上記の輸出・販売については、
同意します/同意しません

(条件等)

[※経済産業省使用欄]

通知日： 年 月 日

(注) 貨物にシリアルナンバーがある場合は記載下さい。

提供技術により製造した製品（輸出貿易管理令別表第1の2から4までの項又は15の項に該当するものに限る。）の輸出・販売に関する事前同意相談書（その2）

1. 輸入者の概要 [※販売の場合は不要]

買主	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
荷受人			

2. 提供技術により製造した製品の需要者の概要

所有者 (利用者)	(名称)	(所在地)	
	(資本金)	(設立時期)	
	(年間売上)	(従業員数)	
	(事業内容)	(URL)	
	(出資者：名称)	(事業内容) (URL)	(出資比率) (国籍)
	(役員：氏名)	(肩書)	(国籍)
	(主要取引先：名称)	(事業内容) (URL)	(国籍)
	(使用工場等名称)	(使用工場等所在地)	
使用者			

3. 需要の概要

使用目的	
使用方法	
取引経緯	
その他	

。

様式 21

輸出者あて

再輸出、再販売等（注 1）の事前同意相談要請書

我々は、貴社に対し、以下に掲げる貨物、技術又はプログラム（以下「貨物等」という。）の〔再輸出、再販売〕に必要な手続きを実行するようお願いします。

1. 貨物等の情報：
（例）機械の名称：
 型・等級：
 プログラム：
 シリアルナンバー：
2. 貨物等に関する原許可時の需要者等
（例）住所：
 国：
3. 貨物等に関する再輸出等後の需要者等
（例）名称：
 住所：
 国：
 設置場所：
4. 〔再輸出、再販売〕の理由は以下のとおり。

上記の内容は、我々が知りうる限りにおいて間違いないことを証明します。

会社名（最終需要者）

署名

署名者の肩書き

日付

注 1) 再販売とは、貨物等の所有権の移転だけでなく、貨物等の使用权の移転も含みます。

注 2) [] の部分は、適切な事項を記入して下さい。

輸出者あて

再輸出、再販売等（注 1）の事前同意相談要請書

我々は、貴社に対し、以下に掲げる貨物、技術又はプログラム（以下「貨物等」という。）の〔再輸出、再販売〕に必要な手続きを実行するようお願いします。

1. 貨物等の情報：

（例）機械の名称：

型・等級：

プログラム：

シリアルナンバー：

2. 貨物等に関する原許可時の需要者等

（例）名称：

住所：

国：

設置場所：

3. 貨物等に関する再輸出等後の需要者等

（例）名称：

住所：

国：

設置場所：

4. 〔再輸出、再販売〕の理由は以下のとおり。

上記の内容は、我々が知りうる限りにおいて間違いないことを証明します。

会社名（最終需要者）

署名

署名者の肩書き

日付

注 1）再販売とは、貨物等の所有権の移転だけでなく、貨物等の使用权の移転も含まれます。

注 2）〔 〕の部分は、適切な事項を記入して下さい。